

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職	機関	職
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
市長の本庁 事務局 局	部長 部次長 参事 企画補佐 課長 主幹 課長補佐 健康福祉部保育課の専門員（人事に関する事務を行うものに限る。） 経営戦略部政策推進課の秘書係長及び政策係長 行政管理部行政課の法務管理係長 行政管理部財政課の財政係長 行政管理部人事課の人材育成係長及び人事給与係長	市長の本庁 事務局 局	部長 部次長 <u>防災監</u> 参事 企画補佐 課長 <u>室長</u> 主幹 課長補佐 <u>室長補佐</u> 健康福祉部こども家庭課の専門員（人事に関する事務を行うものに限る。） <u>経営戦略部秘書室、経営戦略室及び人事室の専門員及び主査</u> 行政管理部行政課の法務管理係長 行政管理部財政課の財政係長
			ノベルテ <u>館長</u> イ・こども創造館
支所	<省略>	支所	<省略>
		市民サービスセンター	<u>所長</u>

	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
	児童発達	センター長		のぞみ学	園長
	支援セン			園	
	ター				
	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
教育委	<省略>	<省略>	教育委	<省略>	<省略>
員会の	公民館	<省略>	員会の	公民館	<省略>
事務局			事務局	視聴覚ラ	館長
局及び			局及び	イブラリ	
その所			その所	一	
管に属			管に属		
する教			する教		
育機関			育機関		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。